

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成25年4月25日(2013.4.25)

【公開番号】特開2011-121583(P2011-121583A)

【公開日】平成23年6月23日(2011.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2011-025

【出願番号】特願2010-273606(P2010-273606)

【国際特許分類】

B 6 0 B 19/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 B 19/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両用の車輪組立体であって、該車輪組立体は、

少なくとも第一半径、及び前記第一半径とは異なる第二半径を有する車輪本体であって、前記第一半径および前記第二半径は前記車輪本体の回転中心から前記車輪本体の外側接触面上の第一位置および第二位置まで測定される前記車輪本体と、

直線支持部材を備える補償機構であって、前記直線支持部材は、前記補償機構を前記車両のフレームに取り付ける第一連結具、及び前記補償機構を前記車輪本体に調節可能に連結する第二連結具を備え、前記第二連結具は前記回転中心に近接して配置され、かつ前記第一連結具から離間する前記補償機構とを備え、

前記補償機構は、前記第一半径および前記第二半径の間において回転する前記車輪本体に応じて、前記第一連結具に対する前記第二連結具の位置を調節する直線位置決め組立体を備える車輪組立体。

【請求項2】

前記第一連結具と前記車輪本体の外側接触面との間の距離は、前記車輪本体が前記第一半径および前記第二半径の間において、前記回転中心を通過する軸線の周りに回転する時に、前記直線位置決め組立体によって一定値に維持される請求項1に記載の車輪組立体。

【請求項3】

前記直線支持部材は直線スライドレールを備え、前記第二連結具は前記直線スライドレールに摺動可能に係合する直線スライドを備え、前記直線スライドは、前記車輪本体の回転中心から延びる車軸部材によって支持される請求項1に記載の車輪組立体。

【請求項4】

前記直線位置決め組立体は、カムトラックを画定するカムとカムフォロアとを備えるカム組立体を有し、前記カムフォロアは前記回転中心から離間した位置において前記直線支持部材に剛性的に連結され、前記カムトラックは、前記車輪本体が回転する間に、前記第一連結具に対する前記第二連結具の位置を調節するよう、前記第一半径および前記第二半径を有する形状に基づいて、画定される請求項3に記載の車輪組立体。

【請求項5】

前記車輪本体が前記回転中心の周りに回転する時に、前記直線位置決め組立体が、前記車輪本体の回転中心を通って測定される前記カムフォロアと前記外側接触面との間の所定

の距離を維持するように、前記カムトラックは画定される請求項4に記載の車輪組立体。

【請求項6】

前記カムは前記車輪本体上に取り付けられた内側カムと外側カムとを備え、前記内側カムと前記外側カムとは、前記車輪本体が前記回転中心の周りを回転する間、前記カムフォロアが移動する前記カムトラックを画定するように離間して配置される請求項4に記載の車輪組立体。

【請求項7】

前記直線スライドレール及び前記直線スライドは、カムフォロアと、前記車輪本体の回転中心を通って延びる軸線とを通って延びる軸線に対して平行な軸線に沿って相互に対して移動するように拘束される請求項3に記載の車輪組立体。

【請求項8】

車両のフレームを支持するための車輪組立体であって、該車輪組立体は、回転中心および外側接触面を備えた非円形車輪と、前記回転中心に近接して配置され、かつカムトラックを画定するカムと、前記カムトラック上を移動するカムフォロアと、第一位置において前記カムフォロアに剛的に取り付けられ、かつ前記回転中心に近接した第二位置において前記非円形車輪によって摺動可能に支持されるレールとを備え、前記カムトラックは、前記第一位置および前記第二位置の間の間隔を調節して、前記第一位置および前記外側接触面の間の距離が、前記非円形車輪の回転の際に一定となるように、前記外側接触面の形状に基づいて画定される車輪組立体。

【請求項9】

前記レールは、前記車両のフレームを前記非円形車輪に連結する連結具を備える請求項8に記載の車輪組立体。

【請求項10】

前記レールは、前記車両のフレームに連結される時に、走行面平面に対して垂直である請求項9に記載の車輪組立体。

【請求項11】

前記カムは前記回転中心の周りに延びる一対の内側カムおよび外側カムを備え、前記カムトラックは前記内側カムと前記外側カムとの近接した面の間に画定される請求項8に記載の車輪組立体。

【請求項12】

半径は、少なくとも第一半径、及び前記第一半径とは異なる第二半径である請求項8に記載の車輪組立体。

【請求項13】

前記第一位置および前記第二位置の間の間隔は、前記車輪が前記第一半径および前記第二半径の間において回転する時に、前記第一半径および前記第二半径の間の違いに基づいて、前記カムトラックの形状によって調節される請求項12に記載の車輪組立体。